

処分の種類	業務停止処分(7日間) 業務停止期間:平成29年12月26日～平成30年1月1日
処分年月日	平成29年12月22日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	光泉株式会社 (法人番号 5120101052403)
代表者	松浦 孝継
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第58144号 平成27年2月19日
主たる事務所の所在地	堺市北区
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者は、堺市堺区旭ヶ丘中町二丁44-5、44-6の土地について、売主でないにもかかわらず、取引態様を売主としてウェブサイト(SUUMO)に平成29年7月18日から平成29年7月27日まで広告を掲載した。</p> <p>このことは、法第34条第1項の規定に違反し、法第65条第2項2号に該当する。</p>	